

第3次榛東村耐震改修促進計画 概要版

はじめに

目的と背景

目的：だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的として策定します。

背景：昭和53年に起きた宮城県沖地震などの建物被害状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準が抜本的に見直され、平成7年阪神・淡路大震災を教訓として「耐震改修促進法」が制定されました。

平成7年以降も日本各地で大地震が頻発しており、県内でも大地震の発生が危惧されています。

計画期間

令和8年度～令和13年度（必要に応じて計画内容を見直します。）

対象建築物

昭和56年以前に建てられた住宅、特定既存耐震不適格建築物^{※1}、耐震診断義務付け対象建築物^{※2}及び公共建築物（村有建築物）を対象とします。

※1 特定既存耐震不適格建築物とは・・・一定規模以上で多数の村民が利用する施設など（幼稚園・保育所、小・中学校、社会福祉施設、体育館、店舗、事務所等）を指します。

※2 耐震診断義務付け対象建築物とは・・・公共公益性が高く倒壊時に大きな被害が想定される施設など（病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等）を指します。

榛東村の地震動の予測

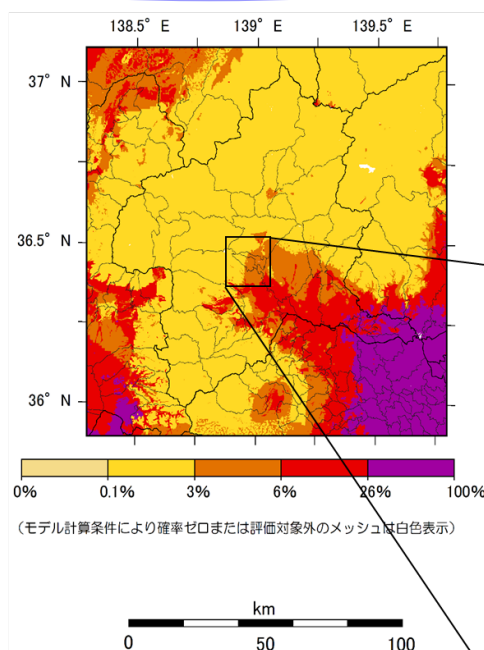
全国地震動予測地図

将来日本で発生する可能性のある地震およびその強い揺れを予測し、それを地図として表したものです。

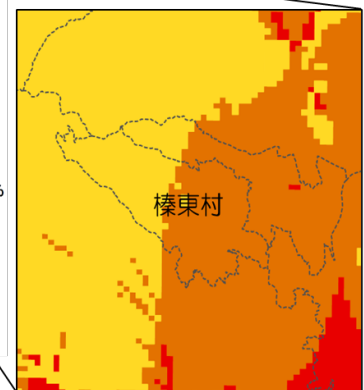
全国地震動予測地図（榛東村）

震度6弱

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない重い家具の多くが移動し、倒れるものもある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。



今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



榛東村における耐震化の現状と目標

耐震化の現状

- 榛東村における住宅の耐震化率は、令和6年度末で80.7%となっています。
- 多数の者が利用する建築物^{※3}の耐震化率は、100%となっています。
- 多数の者が利用する村有建築物（村庁舎、学校等）の耐震化率は、100%となっています。
- 公共建築物（村有建築物）の耐震化率は、83.6%となっています。

※3 多数の者が利用する建築物とは・・・特定既存耐震不適格建築物のうち、火薬等の危険物を貯蔵・処理する建築物及び特定の道路に接する通行障害建築物を除いた建築物を指します。

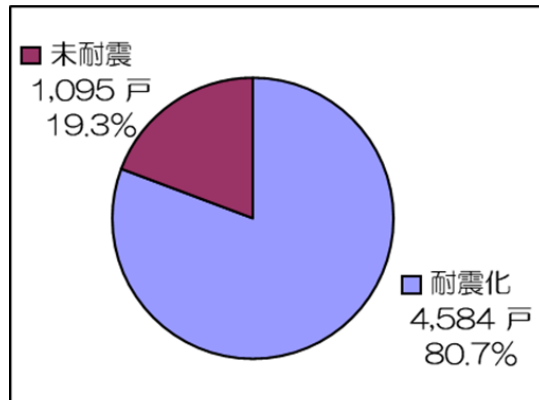
耐震化の目標設定

国の基本方針や県内の耐震化の現状を踏まえ、群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）では、住宅の耐震化率を令和12年度末までに95%、建築物の用途等により耐震化状況の異なる耐震診断義務付け対象建築物は、それぞれ目標を設定するものとし、要緊急安全確認大規模建築物は95%、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）は耐震性が不十分なものを半数解消、防災拠点の耐震性が不十分なものの解消を目標としています。

榛東村における耐震化の目標については、以下のとおり設定します。

- 令和13年度末までの計画期間内における住宅の耐震化の目標は、90.0%（減災化含む）とします。
- 令和13年度末までの計画期間内における村有建築物全体の耐震化の目標は、90.0%とします。

住宅《現状》



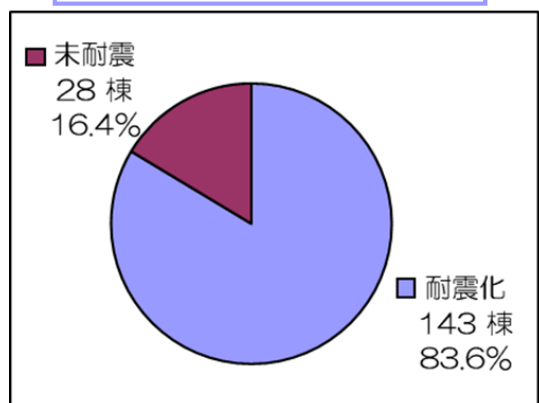
住宅全体5,679戸の19.3%（1,095戸）が耐震化されていない状況です。

目標

177戸^{※3}の耐震化（減災化含む）が必要です。

※3 建替えや除却等の自然更新による耐震化を含む。

村有建築物全体《現状》



村有建築物全体171棟の16.4%（28棟）が耐震化されていない状況です。

目標

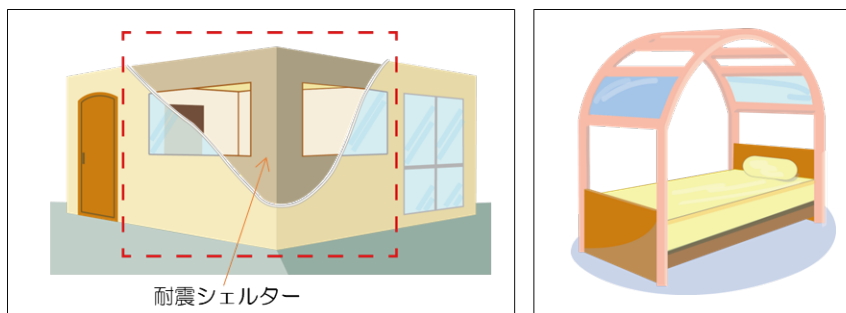
28棟の耐震化が必要です。

耐震化の促進施策

【住宅（抜粋）】

- ◆ 耐震改修低コスト工法の普及、活用の促進
- ◆ 建て替えや除却による耐震化の促進
- ◆ 住宅のリフォームに併せた耐震改修等の促進
- ◆ 空き家活用・住みかえ支援事業
- ◆ 耐震化・減災化に対する補助
- ◆ 税の特例措置及び融資制度の情報提供
- ◆ 高齢者向け耐震化に関する融資制度の普及
- ◆ 部分改修工事の促進
- ◆ 耐震シェルター設置の促進・・・

耐震シェルター、耐震ベッドや耐震テーブルの設置は、住宅のなかで滞在時間の長い部屋を補強したり、耐震性のある家具を設置することで、建物倒壊時に必要最低限の安全空間を確保し、居住者の命を守る手法です。住宅全体の耐震改修や部分改修よりも比較的安価で容易に実施できるこれらの手法について、普及啓発と実施の促進を図ります。（下図参照）



出典：平成 28 年 11 月群馬県耐震改修促進計画

【公共建築物（村有建築物）】

- ◆ 村有建築物の耐震化の情報の提供
- ◆ 村有建築物の分類と耐震化の進め方

【ブロック塀等の安全対策】

- ◆ ブロック塀等の倒壊防止
- ◆ 落下物の安全対策
- ◆ エレベーターの安全確保

【相談体制の整備及び情報提供の充実】

- ◆ 情報提供・普及啓発
- ◆ 相談窓口の設置
- ◆ 戸別訪問
- ◆ 災害ハザードマップ等を活用した意識啓発
- ◆ 家具の転倒防止

耐震化の促進に向けて

耐震化促進のための体制づくり

- ◆ 住宅・建築物の所有者等の自助努力による耐震化の推進

住宅・建築物の耐震化、減災化の促進のためには、まず、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

- ◆ 住宅・建築物の所有者等が行う耐震化の支援
国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。
- ◆ 建築士・施工者がプレイヤーとして活躍できる環境整備
国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。
- ◆ 県の関係部局との連携
建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。
また、県内所管行政庁により連絡会議を開催し、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を行います。
- ◆ 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置
リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用や工期の面でより効果的なものとなりうることから、村では県及び土木事務所に設置している建築相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を検討します。
- ◆ 自治会等地域活動との連携
住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、自治会等の地域組織における防災訓練等の防災活動にあわせ、耐震相談会や講習会を実施するなど、地域との連携を図ります。

耐震化を促進するための支援策

- ◆ 榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業
耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書類などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。
- ◆ 榛東村木造住宅耐震改修補助事業
耐震診断に基づき木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金の交付を行います。

耐震改修等を促進するための指導や命令等

- 建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について、群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議を通して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。
- 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等の実施
群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を建築物の区分に応じ適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。また、指導等を実施したにも関わらず住宅及び建築物の所有者が耐震改修等を行わず、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、建築基準法に基づき所有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言を行います。



☎お問い合わせ先：
榛東村 建設課
TEL 0279-54-2211（代表）